

所得税の還付申告説明会を開催

市では、所得税の還付申告説明会を開催します。この説明会では、税理士による説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 133、134 ・ FAX (43) 1125



還付申告説明会の日程 ※予定された開始時間に説明会が始まりますのでご注意ください。

申告内容	と き	ところ
公的年金受給者	1月26日(火)・27日(水)	■ウェルス幸手2階研修室 幸手市大字天神島1030-1 (アスカル幸手向かい)
医療費控除	1月28日(木)	
住宅借入金等特別控除 (初めて控除を受ける人)	1月29日(金)	

公的年金受給者 開催日：1月26日(火)・27日(水) ※折込みチラシあり。

- ▼対象 平成21年中の収入が公的年金だけで、源泉徴収された所得税がある人
- ▼用意する物 ①平成21年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ) ⑤社会保険料(国民健康保険や後期高齢者医療保険・介護保険料など)の証明書、医療費の領収書など
- ※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。
※計算の結果、還付にならない場合もあります。
※本説明会については、午前、午後(2日間計4回)で対象地区の割振りをさせていただいております。詳しくは税務署発行の本号折込チラシをご覧ください。

医療費控除 開催日：1月28日(木)

- ▼対象 平成21年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で医療費控除額が出る人
(医療費控除の計算方法)
平成21年中に支払った医療費－保険などで補てんされた金額＝A
A－「10万円」または「所得の5%」のいずれか少ない方の額＝医療費控除額(最高200万円)
- ▼用意する物 ①平成21年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④医療費の領収書 ⑤保険などで補てんされた金額のわかるもの
- ※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。
※計算の結果、還付にならない場合もあります。

住宅借入金等特別控除(初めて控除を受ける人) 開催日：1月29日(金)

- ▼対象 平成21年分の収入が給与所得のみで、年末調整済の人
(控除を受ける要件 ～新築住宅の場合～)
- ・住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること
 - ・家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
 - ・床面積の1/2以上が専ら自己の居住用であること
 - ・控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること
 - ・民間の金融機関や住宅金融公庫などを利用していること
 - ・住宅ローンなどの返済期間が10年以上で、月賦のように分割返済すること
- ※中古住宅や増改築などの場合は上記要件が異なります。
※借入金に連帯債務があるときは、負担割合を明らかにする必要があります。
- ▼用意する物 ①平成21年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④申告者本人の住民票 ⑤家屋の登記事項証明書または登記簿謄(抄)本 ⑥請負契約書または売買契約書(収入印紙貼付のもの)の写し ⑦住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2か所以上から交付を受けている場合はそのすべての証明書) ⑧増改築等工事証明書(増改築の場合のみ) ⑨住宅ローンなどに含まれる敷地などの購入に係るローンについて、この控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書と取得価額や取得年月日など明らかになる書類(敷地などの分譲に係る契約書など)の写し

▼農業所得「収支内訳書」は確定申告までに

農業所得の「収支内訳書」の用紙・減価償却計算例は、市内各公民館、市役所税務課、ウェルス幸手、老人福祉センターおよびコミュニティセンターに用意していますので、確定申告が始まるまでに作成していただくようお願いします。

▼減価償却制度の改正

平成21年分から、農業用機械(車両・建物除く)の耐用年数が「7年」の償却率で計算されることになりました。

所得税の還付申告は、お近くの 税理士事務所でも行えます

税理士会では、お近くの税理士事務所、所得税の還付申告相談および確定申告書の作成を無料で行います。

期間 2月1日(月)～15日(月)

※土曜、日曜、祝日は除く。

時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

対象 つぎの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や、給与・年

金以外の所得のある人などを除きます)

○年金を受けている人

○給与所得者で医療費控除を受ける人

○年の途中で退職または就職した人で年末調整をまだ受けていない人

※内容によっては無料とならない場合もありますので、ご希望の人は必ず事前に、実施する各税理士事務所または税理士会春

日部支部事務局に相談内容や相談時間などをお問い合わせください。

当日用意する物

(1)平成21年分「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限る。

(2)生命保険料などの控除証明書、社会保険料の領収書、証明書など

(3)医療費控除を受ける人

①医療費の領収書(1年分の合計額を計算してきてください。)

②保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの

(4)印鑑

※還付金を振り込む預金の口座番号など(申告者名義のもの)をメモしてきてください。

問合せ 税理士会春日部支部事務局(〒344-0006 春日部市中央6-1-13 寿ビル3F) ☎048(738)7470

※午前9時30分～正午、午後1時～4時。

▼税務署からのお知らせ

所得税の確定申告の相談および申告の受付

とき 2月16日(火)～3月15日(月)

※土曜・日曜・祝日を除く。

※春日部税務署では、2月21日(日)、2月28日(日)も確定申告の相談・受付を行います。

内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

※申告書は、郵送、信書便に

よる送付、または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。また、所得税確定申告期間中、e-Taxは24時間利用できます(「確定申告書等作成コーナー」でも、e-Tax用の申告データが作成できます)

問合せ 春日部税務署 ☎048(733)2111

個人住民税における住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、市役所への申告が不要になりました

個人住民税の住宅ローン控除の適用対象者が拡大され、平成21年から平成25年までに入居し、平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける人も、個人住民税の住宅ローン控除が受けられることになりました。

併せて、個人住民税における住宅ローン控除は、個人が市役所に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出せずに受けられることとなりました。

対象となる人 所得税で住宅ローン控除の適用を受け、かつ所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれない人のうち、

①平成11年から平成18年までの入居者

②平成21年から平成25年までの入居者

※平成19年と平成20年の入居者は、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられますが、個人住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

なお、平成19年と平成20年の入居者は、所得税で控除期間を10年から15年に延長することができる特例が設けられています。

控除される額 つぎのいずれか小さい額が住民税から控除されます

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(上限9万7千500円)

適用方法 勤務先の年末調整や、税務署の所得税確定申告の内容から、市役所で住民税の住宅ローン控除額を決定し、適用します。

これまで必要だった市役所への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要になります。

▼旧制度の住宅ローン控除の適用について(平成11年から平成18年までに入居された人)

所得税について、つぎの条件に当てはまる人は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」で申告すると控除額が多くなる可能性があります。

①課税山林所得金額がある人
②変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受ける人
③課税総所得金額のほかに課税退職所得金額などがある人